

広島県告示第百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、県営東海田住宅、県営海田住宅、県営海田月見住宅、県営熊野住宅、県営西熊野住宅、県営坂住宅、県営第二平成ケ浜住宅及び県営第三平成ケ浜住宅並びに県営東海田住宅駐車場、県営海田住宅駐車場、県営海田月見住宅駐車場、県営熊野住宅駐車場、県営西熊野住宅駐車場、県営坂住宅駐車場、県営第二平成ケ浜住宅駐車場及び県営第三平成ケ浜住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市西区己斐本町二丁目一九番三号	平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月二日)	